

「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」の概要

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化、グローバル化の進展など社会経済情勢が急速に変化する中、活力ある持続可能な社会を築くため、女性や外国人をはじめ様々な人々がその個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の形成に向けて、施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定めた「新大阪府男女共同参画計画」を策定

計画の基本理念

- 男女の人権の尊重
- 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮
- 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- 国際社会における取組への考慮

計画の性格・位置づけ

大阪府における男女共同参画社会の形成に向けての「施策の基本的方向とその推進方策」を総合的に定めるもの

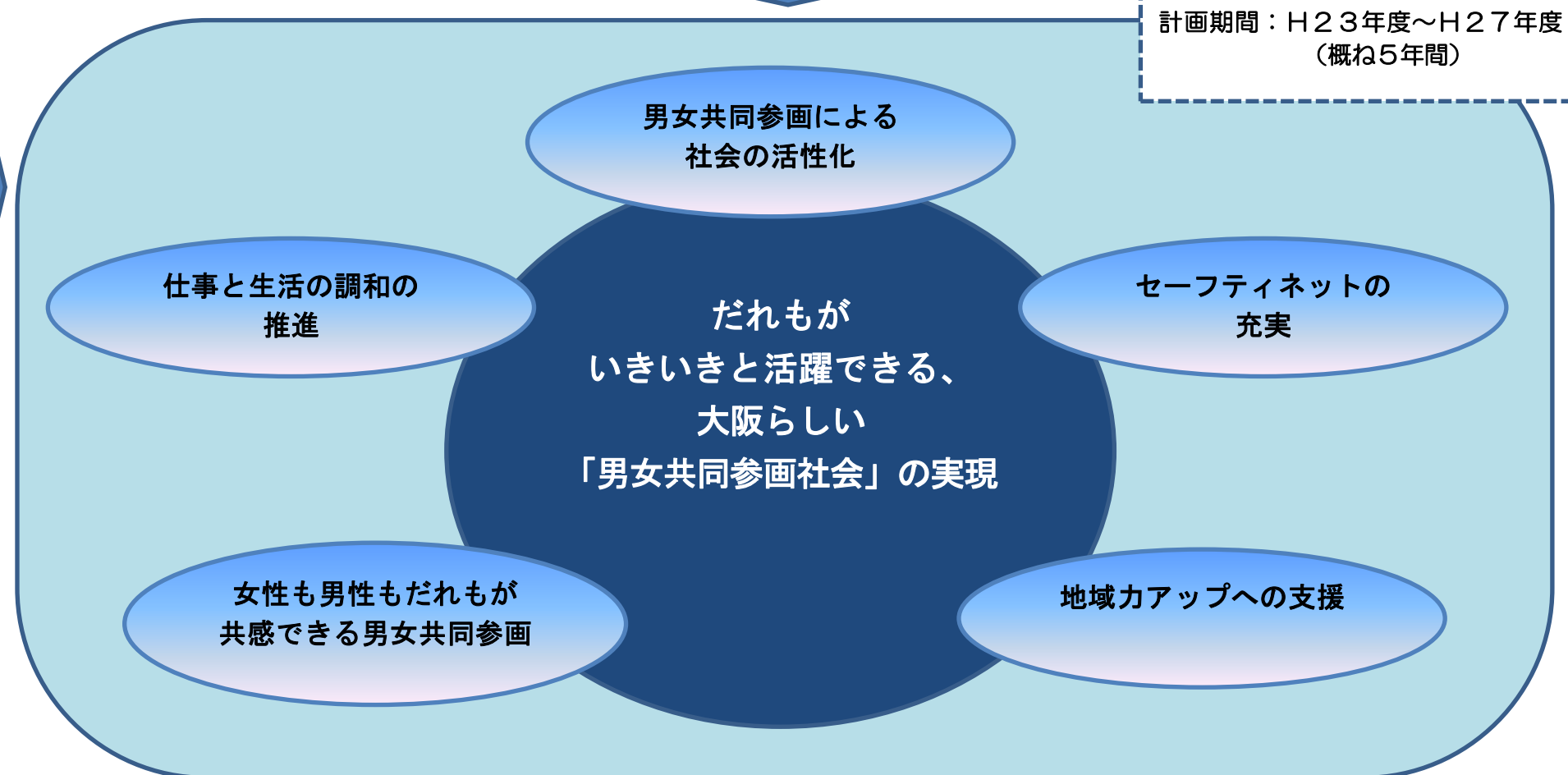
- 男女共同参画社会基本法第14条、大阪府男女共同参画推進条例第8条に基づく府域の施策計画
- 府内市町村との連携協力による施策の推進を期待するもの
- 府民や府内企業、NPO等多様な主体と力を合わせて取組を進めるもの

計画のめざすもの

大阪らしい「男女共同参画社会」の形成

- 大都市圏である大阪が有する文化、産業、ネットワーク等の財産を再確認し、活かした男女共同参画社会
- 大阪のそれぞれの地域が有する力を再確認し、活かした男女共同参画社会
- 女性、男性、子ども、困難な課題を有する人々など、それぞれの人にかかわるものとしての男女共同参画社会
- グローバル化が進展する中、国際社会から大阪として評価される男女共同参画社会

計画期間：H23年度～H27年度
(概ね5年間)



施策の基本的方向と具体的施策

1. 男女共同参画による社会の活性化

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・ 審議会等委員等への女性の参画の促進
- ・ 大阪府職員等における女性の登用の促進
- ・ 企業等における女性の登用の促進
- ・ 理工系分野等の女性人材の育成
- ・ 医療分野における女性の参画の拡大
- ・ NPO など地域で活動する組織等への女性の参画の促進

(2) 大阪の大都市圏の魅力や国際性を活かした男女共同参画

- ・ 女性や子育て世帯等に魅力あるまちづくり
- ・ 女性起業家等への支援
- ・ 多文化共生をめざす男女共同参画の推進

4. 女性も男性もだれもが共感できる男女共同参画

(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画に向けた取組推進

- ・ 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進
- ・ 子どもの安全・安心に向けた取組の充実
- ・ 男性にとっての男女共同参画の推進

(2) 男女共同参画の理解の促進

- ・ 身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進
- ・ 企業経営者やオピニオンリーダー層の意識啓発
- ・ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保
- ・ メディアを活用した男女共同参画の推進
- ・ 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供

3. セーフティネットの充実

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発の推進
- ・ 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進
- ・ 国際的な女性を取り巻く課題の周知啓発
- ・ 女性の人権を尊重した表現の推進

(2) 様々な困難を抱える男女や高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- ・ 困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援の強化
- ・ ひとり親家庭や障がい児への支援
- ・ 子育て家庭の経済的負担の軽減
- ・ 高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進
- ・ 高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり
- ・ 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

2. 仕事と生活の調和の推進

(1) 男女とも仕事と生活の調和を図り、心豊かな生き方ができる環境の整備

- ・ 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境整備の取組促進
- ・ 出産・子育てのための退職後の再就職の支援
- ・ 男女雇用機会均等の更なる推進
- ・ 多様な働き方への支援

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

- ・ 子育てと仕事が両立できるよう保育所等の環境整備の促進
- ・ 地域における子育て支援策の充実
- ・ 子どもの保健・医療の推進

(3) 生涯を通じた男女の健康支援

- ・ 生涯を通じた男女の健康の保持増進等
- ・ ライフステージに応じた健康対策の推進
- ・ 働く男女の健康管理対策の推進

5. 地域力アップへの支援

(1) 地域の「元気力」アップ

- ・ 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- ・ 地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成に向けて（推進体制）

1. オール大阪での連携体制の一層の推進を図ります。

- 市町村、男女共同参画センター、NPO、大学、企業、経済団体、労働組合等とのネットワークの構築等
- 企業経営者はじめ、各界の指導者層によるトップダウンの取組推進

2. 行政の推進体制等の強化・充実を図ります。

- 国、府、市町村、他府県の相互連携の強化
- ドーンセンターの機能の充実
- 国際機関等との連携による男女共同参画に関する国際的な情報収集と分析機能の充実

計画の進行管理

- 施策の実施状況等を毎年取りまとめ、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、苦情処理制度を適切に運用

- 計画の推進状況を把握するため、数値目標を設定し、各年の状況を公表。また、男女共同参画の状況を見るため、基本的な指標を設定し、適宜状況を公表。